

台湾インバウンド県北 1 DAY ツアー事業委託業務仕様書

1 委託業務名

台湾インバウンド県北 1 DAY ツアー事業

2 目的

岡山を訪れる台湾からの観光客に対して、割安な県北へのツアーを造成することで、これまで観光客の誘導が難しかった県北への移動を促進するとともに、岡山の新たな魅力を発信し、再訪を誘引することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託限度額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

委託限度額は、ツアー費用助成の原資 3,000,000 円を含むものである。ただし、ツアー費用助成の原資の額は利用実績によるものとし、上限に達しなかった場合は、その差額を空路利用を促進する会（以下「空路会」とする）に返還すること。また、その他経費についても、利用実績の減により不要となったと認められる経費については同様に扱うものとする。

5 委託業務内容

冬季に岡山県を訪れる台湾観光客をターゲットとした 1 日バスツアー商品を造成し、FIT 向け商品として OTA（klook もしくは kkday の活用を必須とする）で販売する。

また、造成したツアー商品や観光地について、台湾観光客に対して、積極的かつ効果的な誘客プロモーションを実施する。

（1）日帰りバスツアーの造成、販売

① 以下の要件を満たすバスツアー商品とすること。

- ・ 岡山駅発着の県北への日帰り商品
- ・ 冬季（おおむね 11 月～2 月）の実施
- ・ ツアー行程は 5 種類以上とし、かつ市町村の偏りなく選定（期間限定やイベントに合わせたものも企画すること）
例：真庭の雪恋まつり、備中松山城の雲海
- ・ ツアー本数は合計で 30 本以上
- ・ klook／kkday いずれか一つ以上の台湾で活用される OTA（FIT 向け媒体）を使って販売

- ・ 台湾旅行客は半額引きとし、予算から割引原資を充てる
- ・ 日本人を含む他国の旅行客を含んだツアーとすることは排除しないが、台湾観光客以外への割引は行わないこと
- ・ 最少催行人数は10名以下の任意の人数に設定すること
- ・ 目標販売数を設定すること。

② 問い合わせ窓口の設置

専用電話窓口もしくはメールフォームを設置し、対応人員を配置し、商品利用希望者及び商品利用者からの問合せに対応すること。

(2) 販売プロモーションの実施

- ・ 本ツアー商品の効果的なPRにより利用促進が図れるよう、PR方法を検討すること。

(3) 事業報告（月次報告・実績報告書等の提出）

- ① 造成した商品の利用状況（利用者の属性（性別、年代、国籍）について、月次報告書を作成し、翌月15日までに県へ提出すること。
- ② 受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等を取りまとめた「業務実績報告書」を作成し提出すること。
- ③ 効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。
- ④ 利用者にアンケートを実施し、岡山旅行へのニーズを調査すること。

(4) その他

その他業務を遂行するため必要な業務を行う。

6 実施体制

- ① 本業務を円滑に遂行するため、受託者は速やかに事務局を岡山県内に設置しなければならない。
- ② 事業の進捗状況を適宜県に報告する等、空路会との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。
- ③ 本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

7 委託費の使途及び委託業務に係る経費

(1) 委託費の対象経費は、次のとおりとする。

- ① ツアー助成の原資及びその運用に係る経費
- ② 事務局運営経費

ア 広報・宣伝費

イ 管理委託費

人件費、振込手数料、事務所借上料、旅費など事務局を運営する

ために県が必要であると認めた経費

ウ システム利用料

エ その他委託業務の実施に必要であると県が認めた経費

(2) 委託業務の実施に際し、財産は取得できない。

8 業務の実施に係る留意点

- (1) 本業務により得られた成果は全て空路会に帰属するものとする。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 空路会は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (5) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (6) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め空路会に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (7) 契約後、販売手段を追加する必要がある場合、空路会と協議の上、追加契約を行うものとする。
- (8) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、空路会と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (9) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。